

(案)
神埼市過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

令和8年●月

佐賀県神埼市

目 次

1. 基本的な事項

(1) 旧脊振村の概況	4
①旧脊振村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	
②旧脊振村における過疎の状況	
③産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び社会経済的発展の方向の概要	
(2) 人口及び産業の推移と動向	8
①人口の推移と動向 ②産業の推移と動向	
(3) 行財政の状況	13
①行政の状況 ②財政の状況	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	17
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	18
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	18
(7) 計画期間	18
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	19

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	20
①移住・定住 ②地域間交流の促進 ③人材の育成	
(2) その対策	21
①移住・定住 ②地域間交流の促進 ③人材の育成	
(3) 事業計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	23
①農業 ②林業 ③地場産業の振興 ④企業誘致	
⑤起業の促進 ⑥商業 ⑦観光又はレクリエーション	
(2) その対策	29
①農業 ②林業 ③地場産業の振興 ④企業誘致	
⑤起業の促進 ⑥商業 ⑦観光又はレクリエーション	
(3) 事業計画	32
(4) 産業振興促進事項	34
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	34

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 事業計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	37
①道路 ②交通	
(2) その対策	39
①道路 ②交通	
(3) 事業計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	42
①水道施設 ②下水処理施設 ③廃棄物処理施設	
④消防施設及び救急・防災施設 ⑤火葬場 ⑥その他	
(2) その対策	44
①水道施設 ②下水処理施設 ③廃棄物処理施設	
④消防施設及び救急・防災施設 ⑤火葬場 ⑥その他	
(3) 事業計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	47
①児童福祉 ②ひとり親家庭等の福祉 ③地域保健 ④高齢者介護	
⑤高齢者福祉 ⑥障がい者福祉 ⑦男女共同参画社会	
(2) その対策	49
①児童福祉 ②ひとり親家庭等の福祉 ③地域保健 ④高齢者介護	
⑤高齢者福祉 ⑥障がい者福祉 ⑦男女共同参画社会	
(3) 事業計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	52

8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	53
(3) 事業計画	53
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	53
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	54
(2) その対策	55
(3) 事業計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	57
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	58
(2) その対策	58
(3) 事業計画	59
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	59
11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	60
(2) その対策	60
(3) 事業計画	60
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	60
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	61
(2) その対策	61
(3) 事業計画	61
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	61
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	62
①地域の拠点づくりの推進 ②城原川ダム建設に伴う地域振興対策	
(2) その対策	62
①地域の拠点づくりの推進 ②城原川ダム建設に伴う地域振興対策 ③基金	
(3) 事業計画	63
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	63
(再掲) 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分	64

1. 基本的な事項

(1) 旧脊振村の概況

①旧脊振村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

旧脊振村は、県の北東部に位置し総面積60.93平方キロメートルで東西約12km、南北11kmにわたっている。東は旧東脊振村に、西は旧大和町と旧佐賀市、南は旧神埼町、北は旧三瀬村及び福岡県福岡市に接している。旧脊振村の北境には県下第二の標高1,055mの脊振山を擁し、脊振北山県立自然公園の指定を受けている。

旧脊振村は、明治7年3月、服巻、鹿路、広瀧に3戸長役場を置き、明治11年3戸長役場を広瀧に合併し、広瀧戸長役場となり、明治22年4月町村制発布により脊振村となり、平成18年3月20日に旧神埼町及び旧千代田町との合併により神埼市となつた。

標高150m～550mの渓間に9行政区（集落）が点在し、総じて地勢は高峻で平坦地域は少なく、非常に恵まれない立地条件のもと、総面積の約6.5%が耕地として利用されている。農業経営はきわめて零細なうえに生産性は他に比較して低く、また、林業においても世帯当たりの所有規模が小さいうえに、新築住宅着工数等の減少により国産材の需要が低迷している。このため、農林業の状況は厳しく後継者不足や兼業化が進んでいる。

総面積	60.93平方キロメートル
世帯数	605戸（令和7年3月末）
人口	1,236人（令和7年3月末）

②旧脊振村における過疎の状況

ア. 人口等の動向

旧脊振村の過疎の状況は、昭和35年から昭和50年にかけて人口の流出が激化し、その後においても減少し続けている。その割合は表1-1(1)のとおりとなっており、このまま推移すればさらなる高齢者比率の増加は否めない。

旧脊振村では、令和2年における高齢者比率は43.5%と高くなつておらず、今後も人口の自然減少が進むものと予測される。

ただ、平成8年度から取り組んだ宅地造成事業において5団地を造成し、62区画の宅地に旧村外者156名、旧村内者86名、計242名の入居があり、これまで減少していた人口に一時的ではあるが歯止めをかけることができた。

これまでの、過疎計画に基づいて実施した生活基盤整備をはじめ、産業の振興、交通・通信体系の整備、教育基盤の整備等により地域の活性化の兆しが見られているが、さらに今日の社会情勢の変化に対応しながら、本市の総合計画に掲げる将来都市ビジョンである「幸せつなごう かんざき～みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれるまちを目指して～」を実現するため、暮らしやすさを追求し、移住・定住・地域間交流の促進、産業の振興、生活環境の整備等を柱とした施策を推進し、魅力に満ちた地域づくりを目指していく。

イ. 過疎地域自立促進特別措置法に基づく、これまでの対策と現在の課題及び今後の見通し

これまでの過疎地域自立促進特別措置法においては、産業の振興、生活環境の整備、交通・通信体系の整備を積極的に実施してきた。

基幹的な道路網の整備は、令和6年度末において改良率68.6%、舗装率88.6%と着実に実績を上げているが、今後も暮らしや通勤、通学などの利便性を高める幹線道路を中心とした整備が必要である。

通信及び情報体系面においては、移動通信用鉄塔施設整備を旧脊振村内各集落において実施し、また、CATVの供用開始により地上デジタル放送及びブロードバンド環境も整備され、県内他地域との情報通信環境の格差は是正された。また、防災行政無線設備の導入によって、防災に関する情報体系も整備されている。しかし、インターネットを介する通信やサービスの多様化・大容量化が求められており、高度無線通信環境の実現など、時代に即した環境整備が必要である。

農業基盤整備として、圃場整備事業の実施により、耕作機械の導入が可能となり省力化され、地域農業の生産性向上が図られるなど着実な成果を上げている。今後は、基盤整備の実施と並行して生産農家の組織化、機械の共同利用等地域営農の推進を行いながら、遊休農地の貸付け等、利活用を目指し

ていく。

林業の振興については、生産基盤である林道の開設、改良、舗装を重点事業として進めてきたが、今後は、生産基盤整備と併せ、間伐・枝打ちを実施し、優良材生産を推進していく必要がある。

雇用の場の確保については、人口定着のためにも必要不可欠な観点からこれまで企業の誘致を行ってきた。今後においても厳しい経済情勢の中ではあるが、自然環境の保全に配慮した無公害型企業を誘致できるよう工業基盤の整備を推進していく。また、地域の特性を生かした起業の促進を目指していく。

観光事業においては、平成9年5月にオープンした高取山公園を活用し、都市住民を対象としたイベント等の実施を行い、年間を通じた誘客を図る。また、福岡県境にそびえる脊振山は、眺望にすぐれ、ブナの原生林、高山植物の自生、日本茶発祥の地など自然や歴史的資源を有しており、森林浴や自然景観を親しむ利用者が多く、駐車場や休憩所、展望所、登山道などの整備を充実させる必要がある。

生活環境整備では、特に合併浄化槽を推進し、河川浄化を図る。また、市営宅地造成事業については、平成8年度の第1団地から平成21年度の第5団地まで62区画の整備を行い、全国的に注目を浴び、「1坪100円宅地」のキャッチフレーズも生まれるほど的好評を得た結果、旧脊振村外転入者の受け入れ、旧脊振村内居住者の流出に歯止めをかけることができた。宅地造成事業を機に、田舎暮らしを求め、宅地、空き家等の問い合わせは多く、需要に対する供給に対応するため、今後においても、空き家等の案内情報提供など継続的な受け入れ対策を行っていく。

高齢者福祉については、高齢者保健福祉計画に基づき、地域包括支援センターによる事業や佐賀中部広域連合と連携した包括的な支援施策を推進し、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、人と人が支え合う地域づくりを進め、健康寿命の延伸を目指した介護予防に重点的に取り組んでいる。今後も自力での生活が出来るようサポートする在宅での自立支援、保健・医療・福祉が一体となったサービスの提供、利用者の置かれている状況に応じて利用者自身が選択できるサービス提供の充実を図る。また、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるように、高齢者や家族を地域全体で支える体制の構築や多くの元気な高齢者が、自己の意思に基

づきその意欲と能力に応じ社会に参加し、充実した生活を過ごせる生活環境の整備を図っていく。

教育の振興として、平成7年度から実施している通学バスの運行及び通学費助成は、保育園児、小・中学生、高校生を持つ親に安心感を持たせるとともに定期券購入等の負担軽減に繋がっている。また、小学校、中学校では1人1台の学習者用端末や電子黒板等のＩＣＴ機器を導入し、インターネット等を活用した情報化社会に対応できる人材の育成を継続的に図っていく。

国際交流事業では、中国山西省山西大学附属中学校と脊振中学校との姉妹校交流を実施し、小さな地域にも国際的理の芽が出てきた。また、脊振山に墜落したジャピ一機遭難事故の救出に端を発したフランス共和国ボーグール市との友好姉妹都市交流も平成26年度から本格的に再開した。今後も、21世紀を担う子ども達が国際社会等について学習することにより、社会の変化を理解し、郷土の良さを見つめ直す人材になるよう育成していく。

今後においても少子高齢化はさらに進み、情報化社会も発展していくものと想定される。また一方では、より一層の自然志向が求められており、社会情勢の変化を視野に入れた地域の持続的発展を目指し、効果ある事業の展開を積極的に推進していく。

③産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び社会経済的発展の方向の概要

旧脊振村の産業は、米、野菜、シイタケ、干柿及び林業等を主とする複合経営の農林業が中心であるが、地形的に耕作面積が小さく生産性は低いのが現状である。

近年、農業生産調整の推進と相まって中山間地の気象条件等の特性を生かした高冷地野菜、雨除けハウスによるピーマン、園芸用ハウスによるホウレンソウ等の生産が定着しており、適地適作の産地形成がなされている。

しかし、年間を通して農作物に対する鳥獣被害が多く、農業生産の意欲減退につながっており、被害防止対策が急務となっている。

一方、地域の林業は人工林率が約76%と高く、スギ、ヒノキの用材林を主体に育成されている。しかし、林業者の所得が低いことから、林業に従事する若い世代の減少が顕著であり、良質材の生産を図るには労働力不足は否めない。省力化を図るために作業

道の整備、労働力確保及び加工販売システム等の構築が重要な課題である。

今後は、産業基盤である市道、農林道の整備や圃場整備等を実施し省力化を図り、集落営農を推進する。また、生産性の安定向上に努めるとともに、佐賀、福岡都市圏に隣接した立地特性を生かした、都市近郊型農業を推進し、安全で新鮮な農産物を提供するなど、収益性の高い農業の発展を推進する。

高齢化・担い手不足が進む中、高齢者の生きがい対策や近年の余暇増大と併せ、農地流動化の推進により遊休農地等の有効活用を行い中山間地農業の振興を図る。また、干柿生産を含め冬場の農業収入をいかに確保していくかも課題である。

あわせて、地場産業の育成強化と自然環境に優しい企業誘致の推進を目指していく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と動向

昭和30年における旧脊振村の人口は3, 964人であったが、経済成長期の昭和35年ごろから人口の流出が始まり平成7年には1, 935人と激減の一途をたどってきた。そこで、平成8年度から平成21年度にかけて、過疎対策として5団地の宅地造成事業を行い、約160人の転入があったが、令和7年3月末では1, 236人と徐々に減少している。

この人口減少の主な要因は、自然減が大きいことと、若年層を中心とした地域外流出、さらには転出者の都市永住等により高齢者の流出も招来し、地域に様々な問題が派生している。特に、人口構成の高齢化の進行対策及び若年労働者の確保対策が課題である。

今後においては、地域の特性を生かした産業の振興を図り、さらに企業誘致や空き家対策等の移住・定住施策を積極的に推進し、住民の定着化と永住者の受け入れなどを図りながら、暮らしやすい地域づくりのための対策を講じる。

表 1-1(1) 人口の推移 旧脊振村

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	(人) 2,478	(人) 2,185	(%) △19.7	(人) 1,907	(%) △12.7	(人) 1,527	(%) △20.0	(人) 1,364	(%) △10.7
0 歳～14 歳	436	326	△39.7	266	△18.4	155	△41.7	105	△32.3
15 歳～64 歳	1,670	1,394	△23.3	1,028	△26.3	788	△23.3	665	△15.6
うち 15 歳～29 歳(a)	542	422	△37.8	260	△38.4	183	△29.6	184	0.5
65 歳以上(b)	372	465	28.5	613	31.8	584	△2.6	594	1.7
(a)/総数 若年者比率	(%) 21.9	(%) 19.3	—	(%) 13.6	—	(%) 11.9	—	(%) 13.5	—
(b)/総数 高齢者比率	(%) 15.0	(%) 21.3	—	(%) 32.1	—	(%) 38.2	—	(%) 43.5	—

(国勢調査)

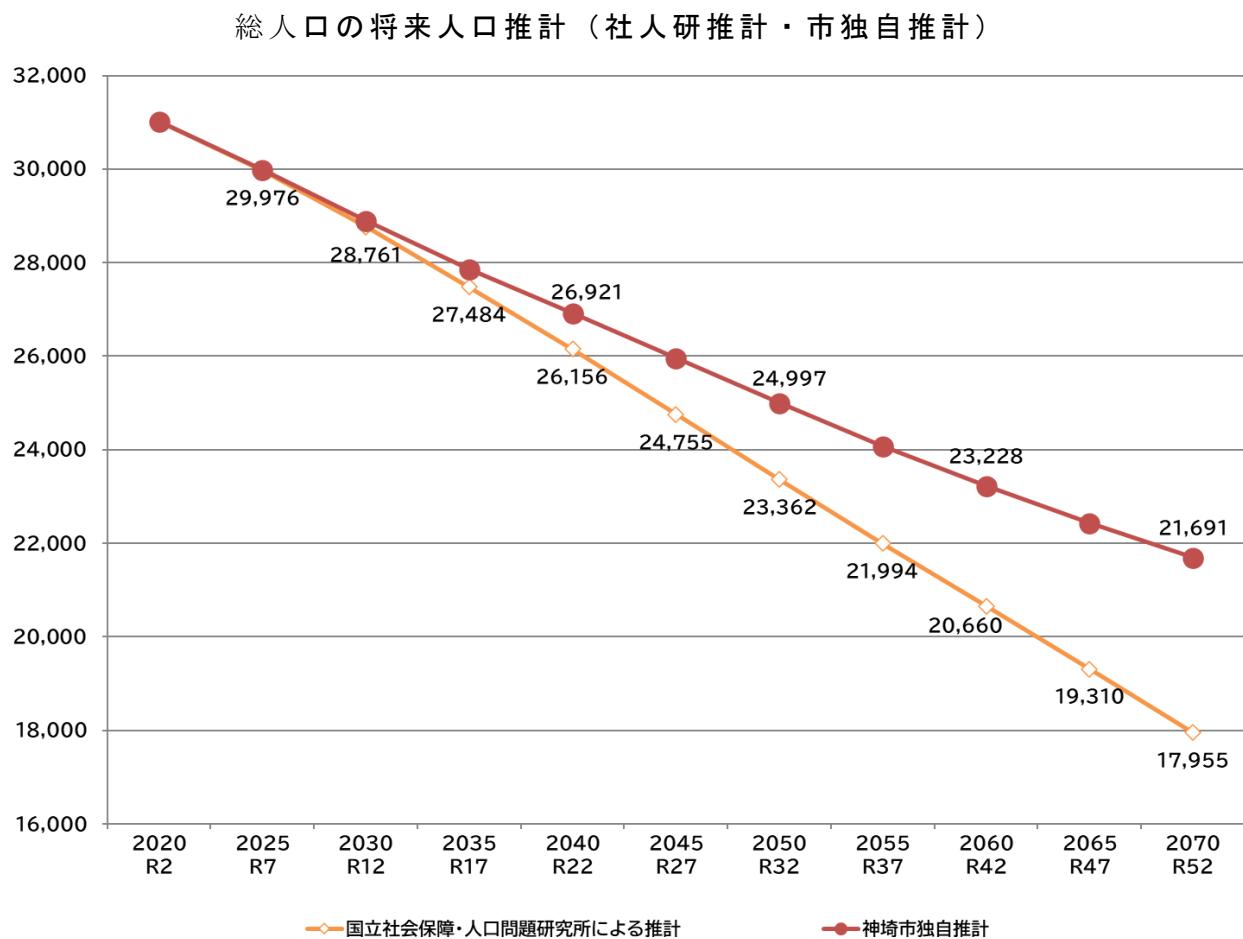
表 1-1(2) 人口の推移 神埼市

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	(人) 31,815	(人) 32,502	(%) 4.6	(人) 33,537	(%) 3.2	(人) 31,842	(%) △5.1	(人) 31,022	(%) △2.6
0 歳～14 歳	6,996	6,284	△10.0	4,830	△23.1	4,311	△10.7	3,949	△8.4
15 歳～64 歳	20,519	20,965	3.0	21,006	0.2	18,371	△12.5	16,890	△8.1
うち 15 歳～29 歳(a)	6,637	6,173	△15.1	5,970	△3.3	4,560	△23.6	4,240	△7.0
65 歳以上(b)	4,300	5,253	40.1	7,701	46.6	9,063	17.7	9,762	7.7
(a)/総数 若年者比率	(%) 20.9	(%) 19.0	—	(%) 17.8	—	(%) 14.3	—	(%) 13.7	—
(b)/総数 高齢者比率	(%) 13.5	(%) 16.2	—	(%) 23.0	—	(%) 28.4	—	(%) 31.5	—

(国勢調査)

表 1-1(3) 人口の見通し

神埼市人口ビジョンでは、移住・定住施策や子育て支援施策などを図り、人口の社会減を抑制し合計特殊出生率等を向上させることにより、本市の将来人口推計について令和5年2年（2070年）に総人口21,691人を目指す。



②産業の推移と動向

昭和 55 年における旧脊振村の就業者総数は、1,489 人であったが、平成 17 年には 1,000 人を割り込み、令和 2 年には 697 人と減少傾向が続いている。今後においても、過疎化による就業人口の減少は続くものと想定される。

また、産業別の動向をみると第一次産業の就業人口は、昭和 55 年の 660 人 (44.3 %) から令和 2 年には 151 人 (21.7 %) と著しく減少している。これは農業・林業を取り巻く情勢の厳しさと、後継者不足によるものと思われる。

第二次産業の就業人口比率は、経済の高度成長と相まって自家用車の普及により通勤圏域が拡大され、近隣市町村への通勤が容易となり増加傾向にあったが、近年は脱工業化社会化的影響により産業規模が縮小していることから、減少傾向が見られる。

また、第三次産業の就業人口比率は、平成 17 年には 50 % を超えており、旧脊振村の基幹産業である第一次産業を大きく上回っている。

表 1-1(4) 産業別人口の推移 旧脊振村

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	(人) 1,489	(人) 1,244	(%) △19.8	(人) 988	(%) △20.6	(人) 784	(%) △20.6	(人) 697	(%) △11.1
第一次産業 就業人口比率	(%) 44.3	(%) 32.7	—	(%) 26.0	—	(%) 25.5	—	(%) 21.7	—
第二次産業 就業人口比率	(%) 19.4	(%) 26.1	—	(%) 20.5	—	(%) 19.5	—	(%) 18.9	—
第三次産業 就業人口比率	(%) 36.3	(%) 41.2	—	(%) 53.3	—	(%) 55.0	—	(%) 59.4	—

(国勢調査)

表 1-1(5) 産業別人口の推移 神埼市

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	(人) 14,594	(人) 16,245	(%) △1.9	(人) 16,795	(%) 3.4	(人) 15,442	(%) △8.1	(人) 14,664	(%) △5.0
第一次産業 就業人口比率	(%) 24.4	(%) 17.6	—	(%) 11.4	—	(%) 9.3	—	(%) 8.2	—
第二次産業 就業人口比率	(%) 28.7	(%) 32.1	—	(%) 28.6	—	(%) 27.3	—	(%) 27.6	—
第三次産業 就業人口比率	(%) 46.9	(%) 50.3	—	(%) 59.9	—	(%) 63.4	—	(%) 64.2	—

(国勢調査)

(3) 行財政の状況

①行政の状況

平成18年3月20日に旧神埼町、旧千代田町及び旧脊振村が合併し、神埼市となった。行政の組織は、合併当初には、総合支所方式により旧神埼町庁舎を本庁とし、旧神埼町、旧千代田町及び旧脊振村にそれぞれ総合支所を配置していたが、行政改革の一環で、現在は、一部分庁方式で令和2年度に供用開始した新庁舎を本庁とし、旧千代田町及び旧脊振村を支所として配置している。

旧脊振村の大半は山林であり、市有林を1, 657ha有しているため農林水産課を設置し、課長以下の専任職員3名を配置し林業経営の指導等を行っている。

その他、直営の国保診療所（内科、歯科）により地域住民の医療サービスを担っている。

ごみ処理については、「佐賀県ごみ処理広域化計画」に基づき、鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の2市3町で構成する一部事務組合によるごみ処理施設に移行し、清掃事業の充実を図っている。

防災面においては、常備消防として佐賀中部広域連合佐賀広域消防局を組織し、非常備消防とあわせ消防力の強化に努めている。

また、し尿処理については三神地区環境事務組合を、介護保険制度については佐賀中部広域連合をそれぞれ組織している。

平成28年12月1日に神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合を設立し、令和2年10月1日より火葬施設である神埼市・吉野ヶ里町葬祭場「和の杜」を運営している。

今後は、住民福祉の向上を図るため各種計画との整合を保ち、安定した住民生活の基盤確保のため諸施策を講じて、自然と調和した地域づくりを推進する。

②財政の状況

神埼市の財政状況は、令和2年度決算で経常収支比率92.1%、依然として硬直した財政状況といえる。財源的にも歳入総額約254億円のうち地

方交付税が約49億円と収入全体の19.2%を占め、自主財源比率は33.5%であることからも財政運営が厳しいことがうかがえる。

また、基金（財政調整基金・減債基金・特定目的基金）は令和2年度末現在で約68億円となったものの、県内の他市と比べるとまだまだ低い水準である。

低迷する地方の経済状況の中、今後も厳しい財政運営が予想されることから、限られた財源を効果的に運用していくために、計画的な財政運営を図っていくことはもちろん、消費的経費の節減及び緊急度、優先度等投資効果を考慮して重要事業への財源配分を図ることが求められる。

神埼市で過疎地域に指定されている旧脊振村の振興対策として、財源的に有利な過疎対策事業債を活用していくことは不可欠であるが、後年度負担を考慮したうえで運用していく必要がある。

表 1-2(1) 財政の状況 神埼市

(単位:千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	17,558,295	15,140,571	25,457,602
一般財源	10,288,794	10,523,144	11,407,593
国庫支出金	2,251,043	2,207,209	5,742,995
都道府県支出金	2,281,483	1,363,333	1,346,510
地方債	2,442,500	1,003,700	4,009,700
うち過疎対策事業債	51,100	107,100	599,200
その他	294,475	43,185	2,950,804
歳出総額 B	16,853,276	14,510,288	24,913,342
義務的経費	6,364,335	7,189,047	7,246,505
投資的経費	4,153,703	1,792,317	5,154,045
うち普通建設事業	3,367,766	1,778,152	4,983,382
その他	6,335,238	5,528,924	12,512,792
過疎対策事業費	192,044	463,408	631,217
歳入歳出差引額 C (A - B)	705,019	630,283	544,260
翌年度へ繰越すべき財源 D	258,797	232,783	219,501
実質収支 (C - D)	446,222	397,500	324,759
財政力指数	0.449	0.44	0.45
公債費負担比率	17.0	18.7	15.5
実質公債費比率	18.5	13.5	9.0
起債制限比率	9.9	7.4	—
経常収支比率	85.3	89.6	92.1
将来負担比率	111.5	31.4	58.1
地方債現在高	15,839,800	15,214,509	20,685,381

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 旧脊振村

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率(%)	18.2	39.3	52.8	68.6	68.3
舗装率(%)	24.7	76.4	78.1	88.6	88.6
農道					
延長(m)	—	—	—	—	—
耕地 1ha 当たり 農道延長(m)	56.3	88.5	73.2	—	—
林道					
延長(m)	—	—	—	78,262	79,850
林野 1ha 当たり 林道延長(m)	13.3	18.8	18.0	18.4	—
水道普及率(%)	5.6	6.1	13.7	14.8	22.4
水洗化率(%)	—	—	—	45.1	49.3
人口千人当たり 病院、診療所の病床数(床)	4.4	5	—	—	—

表 1-2(3) 主要公共施設等の整備状況 神埼市

区分	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道		
改良率(%)	76.7	76.9
舗装率(%)	96.7	97.2
農道		
延長(m)	146,388	151,236
耕地 1ha 当たり 農道延長(m)	41.3	43.8
林道		
延長(m)	80,900	82,488
林野 1ha 当たり 林道延長(m)	17.7	18.1
水道普及率(%)	90.5	97.0
水洗化率(%)	59.0	71.4
人口千人当たり 病院、診療所の病床数(床)	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域においては、国平均を大きく上回る少子高齢化の進行と人口流出が続く中で、地域の産業経済が停滞し、生活基盤も都市部と大きな格差があり、地域住民の生活においては、厳しい状況が続いている。

旧脊振村においては、面積の大半を山林が占め、狭小な耕地など生産基盤に恵まれない立地条件の中で、これまで「住んでいてよかったですと言える夢のある地域づくり」を目指し、宅地造成事業をはじめ、高取山公園整備事業、幹線道路等の改良・舗装、産業の振興、高齢者の福祉事業、医療の確保、通学バスの運行、宿泊施設の建設等対策を講じてきた。

厳しい財政状況の中にあってこれらの様々な事業を実施したことによって、一定の成果を見ることができた。特に宅地造成事業は、新たな施策として全国からの注目を浴び、旧脊振村の名前を一躍知らしめることができ、平成8年度から平成21年度までに、62区画の宅地に旧村内者86名、旧村外者156名、計242名が定住することとなった。

高取山公園整備事業では、都市部から多くの子ども連れの人達が訪れ、脊振の自然のすばらしさを満喫している。通学バスの運行では保護者の経済的負担軽減はもとより子ども達の安全確保が図られた。

今後の持続的発展の基本方針としては、これまでの実績を基調として、地域の特性を生かし、「住み続けたい」「また訪れたい」と誰もが思うような魅力的な地域づくりを着実に推進していくことがある。

これまでも旧脊振村においては、人口の流出に歯止めを掛け、地域の活性化と自立を図るため様々な施策を講じてきたが、今後さらに創意工夫により地域特性を生かした自主的、主体的な以下の各施策を今後重点的に取り組む必要がある。

また、過疎対策事業債のソフト事業については、雇用の確保や住民の安全・安心な暮らしの確保を図るための効果的な事業を実施する必要がある。

このための基本的な施策は次のとおりである。

基本的施策

- ①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- ②産業の振興
- ③地域における情報化
- ④交通施設の整備、交通手段の確保
- ⑤生活環境の整備
- ⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ⑦医療の確保
- ⑧教育の振興
- ⑨集落の整備
- ⑩地域文化の振興
- ⑪再生可能エネルギーの利用の推進
- ⑫その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

○人口に関する目標値

(住民基本台帳)

指 標	基準値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
人 口	1, 236 人 (令和 7 年 4 月 1 日)	1, 160 人

※目標人口は神埼市人口ビジョンより算出

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、施策のとりまとめを行い、地域の振興を図るため市民の視点からまちづくりに関し意見交換を行う場において、毎年度実施する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

神埼市公共施設等総合管理計画における基本指針として、ファシリティマネジメントの考えに基づき、公共施設等の経営資源と捉え、計画的な予防保全による長寿命化や維持管理費等の縮減、資産活用による歳入確保など、公共施設等の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、市民が必要とする行政サービスの維持向上に努めるとしている。

本計画においても、各事業の対象となっている公共施設等については、上記を踏まえ、全て神埼市公共施設等総合管理計画に適合する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

旧脊振村は、佐賀市や福岡市に隣接し、福岡都市圏にも通勤可能な立地条件であり、佐賀市、鳥栖市などの商業圏や空港まで短時間でアクセス可能な交通利便性に優れた位置にある。

旧脊振村では、山間地であり宅地の適地に恵まれず住宅の建設用地確保が困難であったことから、平成7年度から宅地造成事業(1坪100円土地)を実施してきた。

また、旧脊振村の立地条件を活かすため、本市では、新たな人口の増加と減少抑制のため、定住促進住宅取得補助金や若者応援家賃補助事業など、若者世代の移住・定住促進に資する取り組みを実施している。

一方で、市外への人口流出が続いている中、転出等により増加する空き家の利活用などの課題への対応が引き続き求められる。このため、若い世代の転出に歯止めをかけ、転入者を増加させるため、豊かな自然や人との付き合いなど地域の魅力を発信するなど、移住・定住の取り組みを促進する必要がある。

②地域間交流の促進

現在は都市との交流拠点として高取山公園「わんぱく王国・そよかぜの丘」を中心に佐賀市圏域・福岡都市圏等との地域間交流を行っている。

今後は、より広域化した社会の形成及び情報化に伴い、地域間交流は活発化するものと思われる。地域の文化及び地理的条件等を生かし、交流人口や関係人口の増加に努め、持続可能な地域社会の形成が図れるよう佐賀市圏域・福岡都市圏等との交流を促進していく必要がある。

③人材の育成

地域における伝統文化やイベント行事の開催等において活力が低下しており、これらの継承や活用が今後必要である。

また、後継者不足は大きな問題であり、人口の減少や少子高齢化に拍車がかかり重要な課題となっている。これと併せて地域の核となる人材が少ないとため、人材を広く発掘し、地域の担い手として育成していくことが必要である。

(2) その対策

① 移住・定住

- 旧脊振村への移住・定住を希望する者に対し、住宅取得補助や改修補助などの住環境整備支援を行う必要がある。
- 空き家の発生抑制や有効活用のため、空き家情報の発信を行い、合わせて空き家改修補助を行うことで移住者向けとなる空き家対策を推進する必要がある。
- テレワークやオンラインでの交流など、新たな生活様式への変化による地方への移住志向の高まりを踏まえ、オンラインでの移住相談や移住イベントなどを実施する必要がある。また、旧脊振村内で自然や田舎暮らしを体験できる支援を行うなど、田舎暮らしをイメージできるような取り組みを行う必要がある。
- 移住実績の多い佐賀県や福岡県の若年層、子育て世代を対象に、フリーペーパーなどの情報誌への掲載やSNSなどの活用により脊振の魅力を発信し、移住促進に向けたより効果的な広告・宣传活动に取り組む必要がある。

② 地域間交流の促進

- 地域の産業及び文化を中心に地理的条件を生かし、交流人口や関係人口の増加を図るため、佐賀市圏域・福岡都市圏等との交流を促進していくことが重要である。

③ 人材の育成

- ふるさと振興事業、人材育成等を推進する。
- 地域の活力となる人づくりを進めていくため、新しい情報やまちづくりの手法などの習得と意識の改革をねらいとし、先例地等への派遣、研修を行う。
- 地域における伝統文化の継承や質の向上、またイベント開催等に対する積極的支援を図っていく。
- 農村後継者の未婚問題を解消するため、ふれあいの場の創出等の施策を推進する。
- 国際的視野を広めるとともに、相互の生活文化等について幅広く理解するため、国際交流により人材育成を図り、地域の活性化を推進する。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展 特別事業 ・移住・定住 ・人材育成	定住促進住宅取得補助金 【事業内容】 住宅取得者に対する補助 【事業の必要性】 人口減少が進むなか、移住・定住人口を増加させるために必要である。 【事業効果】 住宅取得が促進されることにより移住・定住人口が増加し、人口減少の抑制が図られる。	神埼市	
		空き家改修費助成事業補助金 【事業内容】 空き家バンクを活用した空き家取得時の改修に対する補助 【事業の必要性】 空き家対策および移住・定住人口を増加させるために必要である。 【事業効果】 空き家の発生抑制や有効活用による空き家の減少および移住・定住人口の増加による人口減少の抑制が図られる。	神埼市	
		空き家バンク登録支援事業補助金 【事業内容】 空き家バンク制度に登録するため家財道具等の処分に係る費用の一部補助 【事業の必要性】 空き家対策および移住・定住人口を増加させるために必要である。 【事業効果】 空き家の発生抑制や有効活用による空き家の減少および移住・定住人口の増加による人口減少の抑制が図られる。	神埼市	
		三世代・新婚世帯同居等促進 住宅リフォーム支援事業 【事業内容】 三世代・新婚世帯等の住宅改修に対する補助 【事業の必要性】 人口減少が進むなか、移住・定住人口を増加させるために必要である。 【事業効果】 三世代・新婚世帯等が互いに子育てや介護で協力する環境づくりにつながり、また、移住・定住人口が増加することで人口減少の抑制が図られる。	神埼市	
		国際交流事業 【事業内容】 人的交流やイベントの実施 【事業の必要性】 人材育成を図り、地域の活性化を推進するために必要である。 【事業効果】 人材育成及び地域の活性化が図られる。	神埼市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な活用を推進するため、神埼市公共施設等総合管理計画との整合を図る。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

旧脊振村は、峡谷型の山村であり、平坦な地域が少なく標高150m～550mの山間に点在する耕地が全面積の約6.5%を占めている。耕地の多くは狭小で階段状の棚田であり湿田も少なくない。これまで農業構造改善事業や中山間地域総合整備事業等により基盤整備を実施し、農家の生産意欲の向上に取り組んできた。

旧脊振村の農業は稲作が中心であるが、今までの農業政策から米の生産調整を余儀なくされ、転作作物の栽培に力を注いできた。

その中で、夏季冷涼な地域の特性を生かしたホウレンソウ、ピーマン等の栽培が着実に広がり、現在では産地化されている状況にある。

また、最近の農業を取り巻く環境は大きく変化しており、米価の下落等による農業所得の減少、高齢化による担い手不足、イノシシの被害等により活力が低下しており、克服すべき課題が多く生じている。

今後の方策として、生産性を高めるため、さらに基盤整備等を実施し、施設園芸用ハウスや共同利用施設・機械等の整備を行い、生産性の向上を図るとともに、生産農家の組織化、機械の共同利用等による集落営農の推進、農地流動化による担い手農家の育成、後継者確保のための新規就農者の確保及び耕作放棄地など遊休農地の合理的活用のため、地域農業の確立を図っていくことが急務である。また、夏季冷涼な自然条件や地域資源を生かし、高品質で安心安全な消費者ニーズに合った農業を展開し、特に福岡都市圏を考慮した都市近郊型農業を目指し、6次産業化の推進や年間を通じた所得の安定を図る複合的経営により、やりがいのある魅力的な農業経営の確立を推進していくことが重要である。

ア. 圃場整備事業

旧脊振村における農地は、そのほとんどが急傾斜地であり、圃場は狭小不整形であるため農作業条件は極めて悪い。そのため営農面に多大な労力を

要し、生産性の向上が図れない状況であり、効率的な農業を進める上でも圃場整備が必要である。

イ. 用排水路整備事業

旧脊振村における水路は、河川からの取水及び山林からの湧水により用水されているが、そのほとんどが山側斜面に沿った土水路を利用しており、山地からの流出土砂堆積等による溢水、また排水による侵食崩壊に加え、集中豪雨等による自然災害により、農業用水の確保に多大な支障をきたしているため、生産性を高めるためにも用排水路整備が必要である。

ウ. 乾田化対策（湧水処理）事業

旧脊振村における圃場整備は、傾斜地水田を切盛りにより整備していることから、圃場整備後の農地に谷筋等からの湧水がみられ、営農面に多大な支障を及ぼしており、生産性の向上を図る乾田化対策（湧水処理）が必要である。

エ. 施設園芸用ハウス整備事業

旧脊振村における施設園芸は、ホウレンソウ、ピーマンを中心とした生産が定着している。近年は新規就農者等も見受けられ、更なる生産性の向上が求められている。今後も効率的な農業経営のために園芸用ハウスの導入等が必要である。

農家人口及び農家戸数の推移

(農林業センサス)

項目 年次	農家 人口	農家 総戸数	専業		第1種兼業		第2種兼業	
			戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
昭和 50 年	2,064	460	9	2.0	183	39.8	268	58.2
昭和 55 年	1,867	431	24	5.6	133	30.9	274	63.5
昭和 60 年	1,724	400	36	9.0	89	22.3	275	68.7
平成 2 年	1,401	330	44	13.3	86	26.1	200	60.6
平成 7 年	1,212	302	43	14.2	47	15.6	212	70.2
平成 12 年	990	266	36	13.5	82	30.8	148	55.7
平成 17 年	804	212	43	20.3	39	18.4	130	61.3
平成 22 年	671	194	62	31.9	11	5.7	121	62.4
平成 27 年	504	166	63	38.0	12	7.2	91	54.8
令和 2 年	319	130	18	13.8	25	19.2	87	66.9

経営規模別農家戸数の推移

(農林業センサス)

項目 年次	農家 総戸数	経営耕地規模					
		0.5ha 未満	0.5~1.0ha	1.0~1.5ha	1.5~2.0ha	2.0~3.0ha	3.0ha 以上
昭和 50 年	460	111	151	112	57	24	5
昭和 55 年	431	102	145	99	54	24	7
昭和 60 年	400	100	122	94	50	30	4
平成 2 年	330	71	105	80	38	30	6
平成 7 年	302	76	108	63	30	22	3
平成 12 年	266	86	96	48	22	14	—
平成 17 年	212	34	79	56	26	13	4
平成 22 年	194	30	69	56	22	13	4
平成 27 年	166	27	61	48	15	13	5
令和 2 年	130	20	51	35	9	10	5

②林業

旧脊振村は、総面積の大半を林野が占めており、4,536 ha の民有林を有している。そのうち人工林の約7割程度が針葉樹林となり、樹種はスギ、ヒノキ等の要保育林（1～7齢級）が14%であるのに対し、35年生以上の伐期を迎えた山林が86%を占めており、資源の造成時期から資源を利用する段階となっている。現在、木材の外国産輸入による国産材の価格の長期低迷や新材使用等、林業就業者の高齢化及び後継者不足、さらに生産にかかる費用の増大等林業を取り巻く今日の情勢は極めて厳しく、林業活動は低调に推移し、素材生産量（主間伐）も停滞している。

生産基盤となる林道の密度は18.3 m/ha と高いものの、今後は施業の合理化及び将来の国産材時代を考慮し、産地間競争や高性能林業機械化に対応できる高密路網、高規格網の形成を行い、省力化、能率化を図りつつ、間伐、枝打ちによる木材価値を高めるための担い手の育成確保が必要である。また、森林は国土保全、水資源の涵養やグローバルな環境保全等幅広い公益的機能や多目的機能の発揮を有しているため、今後も多様な森林の整備に努めていくことが重要である。

森林の概要				(単位:ha)
所有別 区分	国有林	民有林	合計	
人工林	807	3,452	4,259	
天然林	366	718	1,084	
その他	30	366	396	
計	1,203	4,536	5,739	

(令和6年度 佐賀県森林・林業統計要覧)

③地場産業の振興

地域の特性を生かした地場産業に対する取り組みは、地域間競争が激しくなる中で、旧脊振村でもシイタケ、干柿、こんにゃく等を特産品としての振興が図られている。特にシイタケ、干柿については、伝統的な家内処理加

工を営み振興が図られている。また、地場産業育成強化を図るため農林産物の1・5次化及び生産基盤の確立のため調査・研究等を実施してきた。こんにゃくは、旧脊振村内加工業者が主体となり生産から流通までの一貫した振興に力を注いでいる。

また、シイタケについては、JA椎茸部会において乾燥機械の導入を行い、生産性の向上、販路の拡大、品質及び所得の安定に対する取り組みが図られている。

干柿、こんにゃくについては、原料が不足し、旧脊振村外から調達している現状であり、安定的出荷のために原材料の確保が課題である。

このような中で、平成10年に旧脊振村農産物出荷部会を組織し、旧脊振村外からの会員募集も行い、旧脊振村内外イベント等にも積極的に参加するとともに、幅広く宣伝活動を行い、農産物加工・販売の振興を図っている。今後においては、神埼市内（神埼町・千代田町）の農産物販売所との連携を深めることが重要である。

④企業誘致

旧脊振村の産業構造は、第一次産業就業人口比率が市のそれと比して高いが、兼業農家が大半であり、その雇用の場の確保が課題である。

住民の雇用の場の確保及び産業振興対策として平成5年度に自動車及び弱電関連企業、平成9年度に乳製品加工工場、平成10年度に花き種苗センターの誘致がなされたものの、現状としては、まだ住民の多くが旧脊振村外へと働きに行かざるを得ない状況であり、地元の雇用の場を創出し、雇用の増大と人口の増加を図るため、自然環境にあった公害のない企業誘致を進めていくことが重要である。

⑤起業の促進

旧脊振村内の事業所数は、令和3年6月現在（経済センサスー活動調査）で83事業所あるものの個人経営がほとんどであり、建設業、建築業、食品加工業等が主である。今後は公害の少ない業種の起業等を推奨し、経営者の

指導強化等、支援を図っていくことが課題である。

⑥商業

旧脊振村の商業は、少ない人口や地形的要因等もあり、小規模な個人商店が点在している状況で、業種も少なく日用雑貨品等の小売が主となっている。

特に、近年のモータリゼーションの普及により近隣市町村の大型店の利用が増加し、旧脊振村内の商店を取り巻く環境は益々厳しくなっていることから、閉店等による交通弱者への影響が懸念される。

⑦観光又はレクリエーション

昭和50年に県立自然公園に指定を受けた脊振山（1,055m）は自然景観、渓谷、高山植物群等に恵まれ、また脊振山脈を横断する九州自然歩道の整備もあり、県内外を問わずレジャー観光の場として親しまれており、年間約45千人（令和6年度）の観光客が訪れている。また旧脊振村の中心部にある高取山公園「わんぱく王国・そよかぜの丘」は、平成9年に開園し、自然を生かした公園として親しまれ、各種イベントを開催しながら県内外から年間約44千人の観光客が訪れ、都市との交流及び癒しの場として活用され、都市部への情報発信の拠点となっている。

また、脊振山を源流として旧脊振村中心部を流れる城原川は、緑と清流に囲まれ、四季を通じ散策の行動拠点として親しまれ、訪れる人々にやすらぎとくつろぎを与えていている。旧脊振村内には他にも自然的条件を備えた観光資源が数多くあり、それら観光資源の再評価と新たな観光資源の発掘を行いながら地域のPRと集客を図ることが課題である。

今後、福岡市、佐賀市近郊という地理的特性を生かし、ゆとりとやすらぎを享受できる自然環境と調和した施設の充実整備及び都市との交流を図り、自然豊かな観光資源の有効活用が重要である。

(2) その対策

① 農業

- 農業経営安定のため機械利用組合の設立及び集落営農を推進する。
- 地域の特性を生かした施設園芸などの産地づくりを形成する。
- 流通体制の強化及び農業施設整備の推進を図る。
- 農地流動化を推進し、経営規模拡大を図り、担い手農家の育成に努める。
- 都市農村交流（グリーンツーリズム・オーナー制など）の確立を推進する。
- 後継者対策として、新規就農者等の確保を推進する。
- 集荷施設及び設備等の共同利用施設・機械の整備を図る。

ア. 圃場整備事業

圃場整備など基盤整備を推進し、作業条件の改善と効率化を実現し、農家の営農意欲を高める。

イ. 用排水路整備事業

U字側溝等の設置による漏水防止対策を図る。

ウ. 乾田化対策（湧水処理）事業

排水管等の設置による乾田化対策を図る。

② 林業

- 間伐・枝打ち等を実施し優良木の生産育成を図る。
- 新植については森林研究・整備機構、佐賀東部森林組合と三者による分取契約を行い、撫育管理のコストの低減を図る。
- 森林組合等による労働力の確保及び後継者対策協議会の活動により後継者育成を図る。
- 作業省力化のため、生産基盤である林道及び作業道の整備を図る。
- 森林の公益的機能の発揮と保続培養及び木材価値を高めるための適切な間伐等の推進並びに育林技術の普及を図る。あわせて、間伐材の利用促進を

図るための事業を実施する。

③地場産業の振興

- 生産組織の拡充と、共販体制の確立を図る。
- 特産物の開発を促進し、施設整備の拡充を図る。
- 原料の確保を図り、特産品の定着を促進する。
- 地場産業定着のための宣伝活動等を推進する。
- 6次産業化の推進を図る。

④企業誘致

- 企業の立地要因を的確に把握するため、調査研究を行い、これに伴い雇用力等地域経済への波及効果の大きい企業の誘致を推進していく。

⑤起業の促進

- 自然環境にやさしい業種の起業支援や育成促進を図る。
- 中小企業経営者の指導強化、支援を図る。

⑥商業

- 経営者が、地域消費者の多様化したニーズに的確に対応するため、経営体质の改善を図り、利便性を重視した新しい形態への展開や経営相談、情報提供等支援に努め、商工会等関係機関と一体となり経営活性化への指導を強化、推進していく。

⑦観光又はレクリエーション

- 自然の観光資源に恵まれた脊振山を中心に景観を生かし、特性を強調・演出しながら、福岡市・佐賀市近郊という地理的な条件を生かし、自然環境と調和した観光施設の整備拡充を図る。
- 高取山公園「わんぱく王国・そよかぜの丘」の整備拡充は、すでに整備した施設との調整を図りながら、自然環境との調和のとれた施設やス

ポーツ、レクリエーション施設等を整備し、住民相互の憩いの場及び旧脊振村民と都市住民との交流の場として総合的な整備充実を図る。

○旧脊振村内には恵まれた自然や特色のある地域文化など地域の資源を生かした観光資源が数多くあることから、その再評価と新たな観光資源の発掘整備を図り、観光客のニーズにあった余暇活動の場として、観光施設、スポーツ、レクリエーション等の施設を整備し、既存の観光施設と総合的・一体的な観光地としての整備を推進する。

○神埼市内にある九年庵、吉野ヶ里公園などの観光地・施設と連携を行い、観光客の誘導を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 ・農業 ・林業	圃場整備事業	神埼市	
		用排水路整備事業	神埼市	
		乾田化対策事業	神埼市	
		共同乾燥調製貯蔵施設等整備事業	神埼市 民家事業者	
		森林環境保全直接支援事業	神埼市	
		森林環境保全整備事業 (林業専用道整備事業)	神埼市	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設整備事業	神埼市	
		脊振山頂広場整備事業	神埼市	
	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 ・第一次産業 ・観光 ・その他	中山間地域等直接支払制度事業 【事業内容】 耕作放棄地の発生防止活動・集団的かつ持続可能な体制整備等の取組みに対し、地目や傾斜区分に応じ交付金を交付する。 【事業の必要性】 農業生産条件が不利である中山間地域での農業生産活動を支援し、持続的な活動を支援する必要がある。 【事業効果】 中山間地域での農業生産活動を支援することにより、将来に向けての農業生産活動の維持が図られる。	神埼市	
		市有林撫育管理 【事業内容】 市有林の巡視等を実施し適切な維持管理を図る。 【事業の必要性】 災害や不法投棄による市有林の荒廃を防ぐため、適切な維持管理が必要である。 【事業効果】 市有林の荒廃が防がれ、生育が良く災害に強い市有林の造成が図られる。	神埼市	
		佐賀県森林整備担い手育成基 金助成金 【事業内容】 森林組合等の事業体へ労働安全衛生・技能技術の向上・福利厚生等の費用を助成する。 【事業の必要性】 森林組合等の林業従事者が減少するなか、労働安全衛生等の向上を図り、林業従事者が働きやすい環境を整備する必要がある。 【事業効果】 林業従事者が働きやすい環境を整備することで、林業従事者の増加及び技能技術の向上が図られる。	神埼市	

	<p>森林を守る交付金事業</p> <p>【事業内容】 森林経営計画を立てたうえで市内森林の整備を行う者に対して事務費用を交付する。</p> <p>【事業の必要性】 地域の森林整備を進めるためには、積極的な森林経営計画の作成を行うことが必要である。</p> <p>【事業効果】 森林経営計画を作成することにより、計画的な地域森林の整備が図られる。</p>	神埼市	
	<p>林道環境整備事業</p> <p>【事業内容】 林道の草刈、側溝清掃、支障木伐採を実施する。</p> <p>【事業の必要性】 災害、事故を防止するため林道周辺の環境整備を良好に保ち、林道の維持管理を適切に行うことが必要である。</p> <p>【事業効果】 林道の維持管理を適切に行うことで、林道利用者の事故防止、林道災害防止が図られる。</p>	神埼市	
	<p>わんぱくまつり補助金</p> <p>【事業内容】 地域住民が主体となり、地域の特性を活かしたお祭りへの補助による地域の活性化</p> <p>【事業の必要性】 地域の活性化と地域住民のつながりを再確認する行事として必要である。</p> <p>【事業効果】 住民が地元に愛着を持つことにより、人口流出の抑制及び地域の活性化が図られる。</p>	神埼市	
	<p>観光資源魅力創造事業</p> <p>【事業内容】 観光資源の再調査と洗い出しにより観光資源を増やす。</p> <p>【事業の必要性】 地域の活性化を図るため、観光資源を増やし、交流人口を増加させが必要である。</p> <p>【事業効果】 観光資源を増やすことで交流人口の増加が見込め、地域の活性化が図られる。</p>	神埼市	
	<p>高取山公園及び山村広場指定管理委託</p> <p>【事業内容】 高取山公園及び脊振山村広場の指定管理による運営</p> <p>【事業の必要性】 地域の活性化を図るため、施設の効率的な運用と多種多様なサービスの実施が必要である。</p> <p>【事業効果】 各種イベントの開催により、交流人口が増え、地域の活性化が図られる。</p>	神埼市	
	<p>森林環境譲与税事業</p> <p>【事業内容】 間伐等による私有林の整備</p> <p>【事業の必要性】 森林の多面的機能を発揮させるため、管理が行われていない荒廃した私有林の整備を行なうことが必要である。</p> <p>【事業効果】 荒廃した私有林を整備することにより、森林が多面的機能を発揮することができる。</p>	神埼市	

(4) 産業振興促進事項 [注 1]

ア. 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧脊振村全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日 ～令和13年3月31日	

イ. 当該業種の振興促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

[注 1]補足説明

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除に関すること

対象地域	新法に定める過疎地域の市町村が策定する過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域
対象税目	事業税・不動産取得税・固定資産税
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等
対象設備投資	取得等（取得、製作、建設）※1 建物は、改修（増築、改築、修繕、模様替え）による取得・建設を含む
取得価額要件	500万円以上 ※2
適用期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※1. 資本金の額が5,000万円越である法人は、新增設に係る取得等に限る。

※2. 製造業・旅館業は、資本金の額が5,000万円越1億円以下の場合は1,000万円以上、1億円超の場合は2,000万円以上。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な活用を推進するため、神埼市公共施

設等総合管理計画との整合を図る。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

過疎地域においては、国平均を大きく上回る少子高齢化の進行と人口流出が続く中で、地域の産業経済が停滞し、生活基盤も都市部と大きな格差があり、地域住民の生活においては、厳しい状況が続いている。

令和2年12月に示された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるデジタル社会の実現を図ることと示されており、デジタル技術を用いることでより良い方向に日本社会を変革させるという目標が掲げられる中、自治体は率先してデジタル化に取り組み、市民の利便性の向上や行政の効率化を推進する必要があるが、デジタルインフラの整備や情報リテラシーの向上が課題となる。

本市の情報通信環境については、ケーブルテレビによるデジタル放送及びブロードバンドサービスや脊振地区における移動通信用鉄塔施設の整備等により、県内他地域との格差の是正を行ったところである。しかし、インターネットを介する通信やサービスの多様化・大容量化が進んでおり、車やドローンの自動運転や遠隔診療などに対応するため、高度無線通信環境の実現や、リモートワークや二拠点生活に対応するなど、時代に即した環境整備が必要である。また、今まで整備してきた施設の維持管理においてもあわせて必要となる。

今後の行政運営において、デジタル技術を用いて業務の効率化や合理化を図り、市民サービスの向上や地域経済の活性化など、デジタル技術の恩恵を実感できるまちづくりを行うとともに、デジタルデバイド対策を行い、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けた取り組みが必要である。

(2) その対策

- 行政の情報化を推進する。
- 行政情報及び地域情報の発信を強化する。
- デジタルインフラの整備を図る。
- 行政手続のオンライン化を推進する。
- マイナンバーカードの普及と利活用を推進する。

○情報セキュリティとシステムの強靭性の向上を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情 報化	(1)電気通信施設等情報 化のための施設 ・その他	情報化推進事業	神埼市 民間事業者	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な活用を推進するため、神埼市公共施設等総合管理計画との整合を図る。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

ア. 県道

旧脊振村内には、6路線の県道があり、神埼市内の実延長51,049m、改良率43.7%、舗装率100%となっている。

旧脊振村内の県道には、急カーブや局部的に幅員が狭小な未改良区間が多い。これらの路線は佐賀市方面及び福岡市方面を結ぶ幹線道路であり、車両の大型化や交通量の増加に伴い、住民の生活基盤に深く影響を及ぼすことから早急に整備が必要である。

県道の整備状況 (令和6年4月1日現在)

路線名	実延長 (m)	規格改良内訳 (5.5m以上)		規格改良内訳 (5.5m未満)		未改良内訳			未改良率 (%)
		延長(m)	改良率(%)	延長(m)	舗装率(%)	車道5.5m以上	車道3.5m以上	車道3.5m未満	
主要地方道	三瀬神埼線	15,015	13,587	90.5	1,428	100.0	0	0	0
	中原三瀬線	7,731	3,394	43.9	4,337	100.0	0	134	240
	佐賀脊振線	10,049	3,263	32.5	6,786	100.0	0	462	1,520
一般県道	脊振山公園線	11,191	468	4.2	10,723	100.0	0	0	0
	広瀬大和富士線	3,639	1,610	44.2	2,029	100.0	0	0	396
	藤原松瀬線	3,424	0	0	3,424	100.0	0	0	0
合計		51,049	22,322	43.7	24,669	100.0	0	596	2,156
									5.4

(※神埼市全体の延長)

イ. 市道

山間部の渓間に点在する集落と集落を結ぶ市道は、実延長61,419mで、改良率68.6%、舗装率88.6%という現状であり、県内の市町道の改良率71.3%、舗装率88.0%と比較すると改良率が下回っている。

これまでの過疎対策法の下で改良・舗装を重点事業として、整備してきたが、今後さらに積極的な推進が必要である。

市道の整備状況

(令和7年4月1日 現在)

区分	路線数	実延長(m)	改良内訳		舗装内訳	
			延長(m)	改良率(%)	延長(m)	舗装率(%)
1級	4	9,463	9,193	97.1	9,463	100.0
2級	5	12,597	10,796	85.7	12,597	100.0
その他	79	39,359	22,167	56.3	32,368	82.2
合計	88	61,419	42,156	68.6	54,429	88.6

(※旧脊振村の延長)

ウ. 農道

旧脊振村の農道は、山間地特有の谷間に点在する耕地に沿って走る蛇行道であり、幅員も狭く、そのほとんどが未舗装である。後継者不足、高齢化が進む農家にとって、農作物等の荷傷み防止や農道の維持管理に多大な労力を要している現状である。

このような恵まれない立地条件のため平坦地に比べ整備費もかかり受益者負担も大きいものとなっている。今後においては、農業経営の近代化を図る上で積極的な整備が必要である。

エ. 林道

林道は、林業経営の基盤的施設であり、生産性の向上、高能率、優良材生産を目指した、地域林業の確立に重要な役割を果たしている。林道整備率（林道密度 1.8 . 3 m/ha）は高い水準にあり、確実に整備されつつある。

しかし、近年における木材価格の低迷のため施業の合理化及び将来国産材が再評価されることを考慮し、産地間競争や高性能林業機械化に対応できる高密路網の形成が重要な課題となっている。また、林道は地形的に急勾配・急カーブが多く維持管理が困難であるため、早急に全面舗装が必要であり、

既存の林道については、長寿命化対策として、沿道の除草及び排水溝の管理並びに不法投棄対策等、林道周辺の環境整備が必要である。

②交通

旧脊振村の定期バス便は、昭和バス株式会社が三瀬～佐賀間を運行していたが、バス利用者の減少や運転士の高齢化等により、令和元年度で撤退するに至り、令和2年度より三瀬～神埼間を市内タクシー事業者である有限会社ジョイックス交通が運行している。

また、新たに予約型乗合タクシーを導入するなど交通手段の確保に努めているものの、地域住民の唯一の交通機関として安定的な運行継続を図る必要があり、モータリゼーションの進行等により、バス利用者は年々減少し、事業環境の抜本的な改善に課題が残る状況である。地形的に自転車利用が困難であり、特に子どもたちの通学には保護者が自家用車で送迎しなくてはならない状況で、通学の利便を考え、住民の中には旧脊振村を離れる者もあった。

このようなことから、平成7年9月から通学送迎に係る保護者の負担軽減と生徒の安全確実な送迎、住民の朝夕の交通利便等に対処するため、通学バスの運行を開始した。通学バスは路線バス会社に委託し、旧脊振村内全集落を3コースに分け、平日朝夕3～5回、土曜2回を低運賃で運行している。今後においては、高校通学費助成の見直しや高齢者等住民の交通手段の充実確保が課題である。

(2) その対策

①道路

ア. 県道

三瀬神埼線は旧脊振村と国道34号、263号を結ぶ主要地方道であり、拡幅等の整備を県に協力要請し、広域的な道路としての機能強化を図る。また、他の5路線についても住民の通勤通学等生活に密着した道路であり、同様に拡幅等の整備を要請し機能強化を図る。

イ. 市道

各集落間の結びつきを強めるような道路網の整備を図り、地域の産業と文化の向上を図るため、市道の改良・舗装による整備を積極的に推進し、広域的な視点から交通の基幹となる県道との連結性の強化を図る。

ウ. 農道

農業経営の近代化を図るため、農道の拡幅及び舗装による整備を推進する。

エ. 林道

林道・作業道及び施業道の整備並びに林道周辺の環境整備により、高能率低コスト生産路網の形成を図る。

②交通

○路線バス及び通学バスの運行の確保を図るため、運行事業者に対し要請と財政援助を継続する。

○バス路線を維持するため住民や観光客へのバス利用促進を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 ・道路 ・橋りょう ・その他	市道改良・改築事業	神埼市	
		市道法面補修事業	神埼市	
		市道開設事業	神埼市	
		市道舗装補修事業	神埼市	
		市道橋梁補修事業	神埼市	
	(2)農道	農道舗装補修事業	神埼市	
		農道橋機能保全整備事業	神埼市	
	(3)林道	林道改築事業	神埼市	
		林道舗装事業	神埼市	
		林道開設事業	神埼市	
	(9)過疎地域持続的発展 特別事業 ・公共交通 ・その他	生活交通路線維持費補助金 【事業内容】 日常生活における移動手段の確保を図る。 【事業の必要性】 交通手段の維持確保のため必要である。 【事業効果】 日常生活における移動手段の確保により外出促進が図られる。	神埼市	
		林道環境整備事業 【事業内容】 林道の草刈、側溝清掃、支障木伐採を実施する。 【事業の必要性】 災害、事故を防止するため林道周辺の環境整備を良好に保ち、林道の維持管理を適切に行うことが必要である。 【事業効果】 林道の維持管理を適切に行うことで、林道利用者の事故防止、林道災害防止が図られる。	神埼市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な活用を推進するため、神埼市公共施設等総合管理計画との整合を図る。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

旧脊振村の水道施設については、飲料水供給施設を設置し、運用しているが、老朽化による配水管等の破損や、自然環境の変化に伴い地下水の減少による水不足が生じる年もあり、生活基盤である生活用水の安定供給のためにも、また衛生面、安全面からも水道施設整備が急務である。

②下水処理施設

旧脊振村において、生活水準の向上に伴い生活雑排水が河川に放流され、水質汚濁や河川の水量の減少と相まって自然環境の保全の気運が高まっており、河川環境対策の必要性が認識されている。河川の水質を保全するためには、家庭からの生活雑排水の適正処理を行うため合併浄化槽の設置が急務となっている。

③廃棄物処理施設

佐賀県東部環境施設組合（鳥栖市・神埼市・吉野ヶ里町・上峰町・みやき町）で運営している佐賀東部クリーンエコランド及びリサイクルプラザにより、環境保全に配慮したごみ処理を行っている。

令和5年4月から開始したコンテナ等による資源ごみ収集方式への変更及び分別意識の向上に伴い、人口1人当たりのごみ排出量は減少傾向にある。

可燃ごみの焼却で発生する焼却灰については、セメント原料として活用し資源化に努めている。

今後は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」による分別収集で再資源化の推進が求められ、さらなる周辺整備も必要である。

旧脊振村におけるし尿処理は、業者委託による汲み取りが約25%で合併浄化槽による処理を行っている家庭が約75%である。

④消防施設及び救急・防災施設

旧脊振村の非常備消防の現状は、団員数 75 名（令和 8 年 3 月 31 日現在）を擁し、小型動力ポンプ積載車 8 台、小型動力ポンプ 8 台が整備されている。しかし、団員数については若年者の旧脊振村外転出等に伴い、年々減少している。このため、定年年齢を無くし、団員確保に努めている。しかしながら団員のほとんどが勤労者で旧脊振村外勤務者が多く、各地区での昼間団員の不在は、消防機動力の低下を招いている。このため、昼間団員確保が重要な課題となっている。

消防施設や資機材の老朽化が進み、維持管理の面から消防活動にも支障をきたしている。なお旧脊振村は、地勢の特殊性から風水害及び建物、山林火災の発生時における指令本部と被災現場の連絡調整が困難であるため、その対策として、平成 30 年から令和 2 年にかけて神埼市全域において MCA 無線の整備を行ったが、令和 11 年に MCA 無線のサービスが終了となるため、後継機への更新が必要である。

なお、常備消防、救急体制については、昭和 47 年 4 月から神埼地区消防一部事務組合を組織し、その後、平成 25 年 4 月から佐賀広域連合佐賀広域消防局に編入し、消防団と密に連携を図りながら消防活動、救急業務を強化している。

旧脊振村は、山間地域となっており、土砂災害等の自然災害の発生が懸念されるところであり、道路の寸断・停電・断水等による孤立化に備え、令和 5 年に防災に必要な物資を備蓄する倉庫を整備した。しかしながら、避難所の環境改善の観点から、追加の備蓄物資の整備が必要であり、保管場所についても倉庫の増設等検討する必要がある。

⑤火葬場

旧神埼町に建設された神埼市・吉野ヶ里町葬祭場「和の杜」が神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合により運用されている。

⑥その他

過疎地域の持続的な発展のため、犯罪のない地域の安全が基本であり、安心して暮らせるよう住民・警察・自治体三者の連携が重要である。

(2) その対策

①水道施設

○旧脊振村の立地条件を考慮し、集落を単位とした水道整備を推進するとともに、生活基盤である衛生的な生活用水の安定かつ安全な供給のため、老朽化した既存施設の整備を図る。

②下水処理施設

○合併浄化槽の設置推進を図ると共に維持管理の強化と公共用水域の水質保全のため、浄化槽市町村整備推進事業により整備促進を図る。

③廃棄物処理施設

○住民の一人一人がごみに対する理解を深めるため、地区毎の学習会を開催し、地域ぐるみの分別収集及びごみ減量化に取り組む。不法投棄については、廃棄物監視委員及び住民の協力により、減少を図る。

○し尿・汚泥処理においては、循環型社会を目指し、平成14年4月から三神地区環境事務組合（旧神埼郡6町村・基山町・旧中原町・旧北茂安町・旧三根町・上峰町で組織）によって旧千代田町内に三神地区汚泥再処理センターが建設され処理を行っている。

④消防施設及び救急・防災施設

○消防機動力強化充実のため、新入団員の確保と併せて団員の装備品の充実を図る。

○消防の機動力を強化するため、小型動力ポンプ、積載車、消防格納庫等の整備、更新を図る。

○自然水利の活用と共に防火水槽の設置及び整備を図る。

- 水利施設の整備と共に山間地の高低差を利用した自然落差式消火栓の整備を図る。
- 防災情報の伝達手段を充実、確保するための措置を講ずる。
- 早期の避難を促すため、避難誘導等の防災設備の整備を図る。
- 防災力の向上及び自然災害から身体・生命を守るため、防災備蓄倉庫を整備し防災備蓄品等の充実を図る。
- 消防団を退団した地域住民による自営消防活動の促進を図る。
- 災害に対して、地域・近隣で協力し合える組織として、自主防災組織の推進を図る。
- 防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

⑤火葬場

- 集中管理システム、総合案内システム等の導入により管理運営の効率化を図る。

⑥その他

- 住民が安心して暮らせる安全で快適な地域づくりのための基盤整備を推進する。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 ・その他	水道施設整備事業	神埼市	
	(2)下水処理施設 ・その他	浄化槽市町村整備推進事業	神埼市	
	(5)消防施設	消防格納庫整備事業	神埼市	
		消防小型動力ポンプ整備事業	神埼市	
		消防ポンプ積載車整備事業	神埼市	
		防火水槽整備事業	神埼市	
		落差式消火栓整備事業	神埼市	
	(8)その他	防災設備等整備事業	神埼市	
		防災備蓄倉庫整備事業	神埼市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な活用を推進するため、神埼市公共施設等総合管理計画との整合を図る。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①児童福祉

旧脊振村の出生数は、令和5年度で1人、令和6年度で4人と極めて少なく、少子化問題は一段と深刻化している。

晩婚、未婚、少子出産等、結婚や出産に対する価値観が変化する中、利便性の低い地域での出産、子育てを回避する傾向が強くなり、旧脊振村の少子化は一段と加速することが予測される。

核家族化や共働き家庭の一般化、ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）等の増加など、子育てが難しい家庭が増える一方、地域コミュニティの弱体化、地域での子育て力の低下が問題である。

これらの問題に早急に着手し、山間部の豊かな自然環境の中で安心して子育てができるような環境づくりを図る必要がある。

②ひとり親家庭等の福祉

ひとり親家庭等は生計、育児や家事、仕事や住居など生活上の問題を抱え、社会的にも経済的にも非常に不安定な状態におかれがちである。ひとり親家庭等が安定した生活を営み、安心して子育てができる環境づくり、さらに自立を促進するための支援策を総合的、計画的に展開する必要がある。

③地域保健

少子高齢化の進展により、高齢者の健康不安や、核家族の育児不安を解消し、生涯を通じた健康づくりである健康寿命の延伸等を支援するため、地域における保健と医療、福祉が連携した取り組みが必要である。

④高齢者介護

高齢化が急速に進む中、旧脊振村においても、介護問題は家庭や地域でも深刻な問題となっている。旧脊振村では、「高齢者のみの世帯」「高齢者一人暮らし世帯」が増加し、介護が必要な状態にあっても、サービス利用へ

の申請が遅れる等の現象が出て、適正な給付が難しい現状も出てきている。

旧脊振村の要介護者は要支援者と合わせて 132 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）となっている。旧脊振村の地理的要因から、他の地域の事業所への入所・通所は利用しにくい現状がある。身近なところで介護サービスを利用できることが、要介護者のサービス利用の促進につながる。

また、山間部の現状を踏まえて、広域的にバランスのとれた施設整備を図り、利用者本位のサービスを提供できるような介護サービス基盤の整備が重要である。

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるように、要介護者や介護をする家族を地域全体で支える地域包括ケア体制の深化・推進が必要である。

⑤高齢者福祉

令和 7 年 3 月末現在の旧脊振村の高齢化率は 47.8 % と非常に高く、高齢者への福祉施策は最重要課題である。また、活力に満ちた長寿社会を築いていくためには、高齢者自身が地域の中で自らの経験と知識を生かして積極的な役割を果たしていくことが求められており、高齢者が健康で生きがいを持って活躍できるシステムを構築することが必要である。

これまで、高齢者に対し弱者あるいは保護的といった一面的な捉え方をするほうが一般的であったが、老いは個々人によって多様であり、生活と心情を長年積み重ねた高齢者を尊厳を持って受け入れられるような価値観を、個人的にも社会的にも形成していくことが重要である。

⑥障がい者福祉

旧脊振村における障がい者は身体、知的、精神合わせて、旧脊振村人口の約 9.7 % である。障がい者に対するサービスは障害者総合支援法の施行により、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援の強化が求められている。

地域ごとの特性を活かした切れ目ない支援により、障がい者本人の意思や

意欲を尊重しつつ、自立と社会参加を促進していくことが必要である。

また、交通機関・公共施設等については、障がい者を含め誰もが利用しやすいようバリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発が重要である。

⑦男女共同参画社会

女性の社会進出や男性の育児参加の増加など、男女共同参画に対する理解は全世代的に進んでいる。市民意識調査によると、学校教育の場では約半数の方が男女の地位の平等を感じている一方で、性別に基づく無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）がいまだ存在しており、職場や政治の場、社会通念などにおいては依然として課題が残っている。

（2）その対策

①児童福祉

○地域における子育て支援

子育ての支援事業の促進、情報提供、相談及び助言並びにあっせん、調整等を図る。

○子どもの安全確保

交通安全を確保するための活動推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進を図る。

○要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援の推進を図る。

②ひとり親家庭等の福祉

ひとり親家庭等については、生活の安定確保のため経済的支援の推進と共に様々な相談に対応できる体制充実を図る。

③地域保健

健康相談、保健指導及び健康診査に関し必要な事業を行い、生涯を通じた健康づくりを支援する。

④高齢者介護

○在宅での自立支援

要介護状態になっても、できる限り在宅において自立した生活ができるようサポートするという観点から、在宅での生活支援を図る。

住み慣れた地域がサービス拠点となることから、住民や地域ぐるみの理解と支援が欠かせない。このため、地域住民への「介護」に関する啓発を推進する。

○地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の整備

地域住民の健康と福祉向上のためには、医療・保健・福祉分野の連携強化とともに、個人や地域の問題点の把握や支援の共有化が重要である。

地域包括支援センターを核に、関係機関との相互連携ネットワークを構築し、高齢者の生活とその家族を支援する。

また、介護保険の保険者である佐賀中部広域連合と連携し、利用者本位の介護サービス給付の推進を図る。

○サービスの自己選択

利用者の心身の置かれている状況に応じた、「利用者にとって適切なサービスの提供」を念頭に、利用者の選択に基づくサービス提供基盤の整備を行う。

⑤高齢者福祉

生涯を通じて高齢者一人一人が健康で生きがいをもって過ごせるような社会とするため、高齢者の生きがいと健康づくり対策を一層推進する必要がある。

高齢者が、自己の意識に基づき、その意欲と能力に応じて主体的に社会に参加し、充実した生活を過ごせる環境整備を図ることが重要である。

また、高齢者が要介護状態に陥らないよう介護予防に積極的に取り組み、生活を実質的に支援するサービスを普及推進することも重要である。

⑥障がい者福祉

障がい者が地域の一員として安心して生き活きと生活できるよう、障がい者本人の意思や意欲を尊重しつつ、自立と社会参加を促進する施策を図る。

⑦男女共同参画社会

様々な主体が連携、協働体制を構築し、啓発事業を通じて無意識の偏見の自覚と解消を促す。また、各種相談事業の連携を密にし、相談体制の強化を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 ・保育所	せふり保育園施設整備事業	神埼市	
	(3)高齢者福祉施設 ・高齢者生活福祉センター	脊振町高齢者生活福祉センター(そよかぜ荘)施設整備事業	神埼市	
	(8)過疎地域持続的発展 特別事業 ・児童福祉 ・高齢者・障がい者福祉	せふり保育園指定管理委託 【事業内容】 保育園の運営について指定管理を行い、保育の受け皿の確保を図る。 【事業の必要性】 旧脊振村内唯一の保育園であり、町内住民等の保育の受け皿として運営することが必要である。 【事業効果】 民間のノウハウを生かし福祉の向上につなげるとともに、雇用を創出することで過疎地域の持続的発展を図る。	神埼市	
		脊振町高齢者生活福祉センター(そよかぜ荘)指定管理委託 【事業内容】 高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能の総合的な提供と施設の管理を一体的に行う。 【事業の必要性】 住み慣れた地域で、高齢者ができる限り在宅で生活できるように支援するためには必要である。 【事業効果】 高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援することで、高齢者の福祉の増進を図ることができる。	神埼市	
	(9)その他	脊振放課後児童クラブ整備事業	神埼市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な活用を推進するため、神埼市公共施設等総合管理計画との整合を図る。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

旧脊振村直営の国保診療所（内科、歯科）は旧脊振村の唯一の医療施設であり、旧過疎振興法の事業により昭和52年度に完成し、病床11床を確保すると共に、医療機械、器具を整備し、地域住民の医療にあたってきた。

（入院施設については、令和2年度の脊振交流センターへの複合化に伴い、廃止している。）

過疎地域における医療は、住民が安心して住めるための重要な条件となっているが、診療所建築から既に30年以上経過していたため、令和2年度に脊振交流センターへ複合化を行った。今後も、医療を継続していくためには診療所の改修整備等が必要である。

また、医療体制の強化を目的に、中核的な病院との医療ネットワークの構築と、永住のできる経験豊富な医師の確保により、診療業務の充実に努め、地域住民の健康の増進と明るい地域づくりを図る必要がある。耐用年数が経過している医療機器等については、計画的に整備を図る必要がある。

(2) その対策

- 中核的な病院と診療所との医療ネットワークの構築を図る。
- 診療機器の整備・更新を図る。
- 医療従事者（医師・看護師）の確保を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 ・診療所	へき地診療所設備整備事業	神埼市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な活用を推進するため、神埼市公共施設等総合管理計画との整合を図る。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

旧脊振村の小中学校の児童生徒数は、減少傾向にはあるが、小規模校のため教職員が少なく、教職員一人あたりの分掌事務等が多いことなど学校運営上種々の困難をきたしている。児童生徒の登校、下校時の利便性や安全性の向上を図るため、平成7年度から通学バスの運行を実施し、また高校生の通学費についても定期券購入費等の助成を行い、通学に係る負担軽減を図ってきた。

脊振小学校は昭和57年に新築し、外壁塗装等の改修を行い、長寿命化を図ったが、空調施設等の補修や室内等の老朽化に伴う一部補修が必要である。

脊振中学校校舎については昭和63年度に木造により完成し、外壁や屋根部分の補修を行い、長寿命化を図ったが、空調施設等の補修・改修が必要であり、さらに将来は、小・中学校共にバリアフリー化の充実を図る必要がある。

平成14年度から従来の教科領域の他に、児童生徒に自ら学び、自ら考える生きる力を育てる総合的な学習の時間が実施されたが、さらにこれを充実する必要がある。また、これに伴い武道教育が必須となり、元来旧脊振村の村技として剣道が盛んであることから、体育館を取り壊し、武道館の整備を行った。

余暇の増大や生活意識の変化、価値観の多様化に伴い、知的欲求、社会参加、情報化、レクリエーション等の要請意識は高度化し増加している。

脊振公民館は、社会教育活動の拠点となり、学習の場や住民の交流の場として利用されてきたが、昭和49年に建設され老朽化が進行していたため、脊振2000年館内の図書館及び放課後児童クラブとともに、令和2年度に脊振交流センターへ複合化を行った。

住民の健康と体力増進を推進するため体育施設として、脊振グラウンド、脊振勤労者体育館、脊振観光プールを整備している。さらに平成13年度からは、従来の旧脊振村民体育大会と、小・中学校の体育大会を融合した「脊振まるごと大運動会」を、地域住民総参加のスポーツ行事として実施してい

る。今後は、施設の老朽化が進むため、将来にわたって住民が利用できるよう整備が必要である。

少子化による、子ども社会の変化に伴い、自然とのふれあいや団体生活を営むことによる規律の遵守や自主性を育てるため、体験学習を推進している。さらに平成15年3月には脊振小学校の分校2校が閉校となつたが、この分校跡を宿泊体験ができる社会教育施設として整備しており、今後は改修工事等を行いながら、豊かな自然環境の中で多くの利用推進を図っていく。地域の教育力の推進を図るため、地域における子どもの役割を考え、地域と家庭が一緒になり子どもが健全に育成できる環境を作っていくことが必要である。

国際化や技術革新等変化の激しい時代の中で、常に新しい知識や情報を得て、充実した活力ある生涯を送るためには、自らの意思で学習する機会を創作し、その内容を実践し充実させることが求められる。

(2) その対策

- 脊振小・中学校の改修工事を図る。
- 勤労者体育館の改修工事を図る。
- 総合的な学習の時間の推進を図る。
- 脊振観光プールの改修工事を図る。
- スポーツ・レクリエーションの推進を図る。
- 通学バスの運行継続を図る。
- 高校生の通学費助成制度の継続を図る。
- 姉妹校交流事業の継続を図る。
- 図書館脊振分館の図書の充実を図る。
- 社会教育施設の活用及び整備を図る。
- 脊振グラウンドの改修工事を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 ・校舎 ・屋外運動場 ・その他	脊振小学校改修工事	神埼市	
		脊振中学校改修工事	神埼市	
	(3)集会、体育施設等 ・体育施設	脊振勤労者体育館改修工事	神埼市	
		脊振グラウンド改修工事	神埼市	
	(4)過疎地域持続的発展 特別事業 ・その他	通学バス運行事業 (ふれあいタクシー含む) 【事業内容】 通学及び日常の交通手段として、児童・生徒及び地域住民の交通サービスの確保維持を図る。 【事業の必要性】 児童・生徒及び地域住民の交通手段を確保し、維持していく必要がある。 【事業効果】 児童・生徒及び地域住民の交通手段を確保・維持することで、住みやすいまちづくりと地域の活性化が図られる。	神埼市	
		高等学校生徒通学費助成事業 【事業内容】 高等学校又は高等専門学校等に通学する生徒がバス定期乗車券を利用する場合、その一部を助成する。 【事業の必要性】 義務教育後の就学機会の確保と保護者負担の軽減を図るために、実施する必要がある。 【事業効果】 義務教育後の就学機会の確保と保護者負担の軽減を図り、子どもを産み、育てやすい環境整備を行うことで、持続可能な地域コミュニティの形成が図られる。	神埼市	
		神埼市小中学校国際交流事業 【事業内容】 中国山西大学付属中学校との姉妹校交流を通して、異文化に触れることで国際的視野を広め、国際社会に対応できる人材の育成を図る。 【事業の必要性】 姉妹校交流を通して、多様化する国際社会の中で、異文化に触れることで国際的視野を広め、国際社会に対応できる人材の育成していく必要がある。 【事業効果】 姉妹校交流を通して、学校のみならず地域ぐるみで取組むことにより、地域の活性化が図られる。	神埼市	

	<p>市立図書館脊振分館(脊振交流センター)図書整備事業</p> <p>【事業内容】 生涯学習の中心の場として、地域住民の心と創造力を育む効果的な読書活動の推進を図る。</p> <p>【事業の必要性】 利用者に対し自主的な学習の場を効果的に提供するため、蔵書書籍や連携用 OA 機器類を充実させが必要である。</p> <p>【事業効果】 図書館本来の目的である知識と情報の拠点としての存在を確立することにより、地域の教育力の推進が図られる。</p>	神埼市	
(5)その他	<p>脊振町社会教育施設改修工事</p>	神埼市	
	<p>脊振観光プール改修工事</p>	神埼市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な活用を推進するため、神埼市公共施設等総合管理計画との整合を図る。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

旧脊振村の集落は、渓間に9集落が点在しており、形態は旧脊振村中心地区の3集落を除けば5戸～30戸の小規模な集落である。

また、若者の都市部への流出及び少子高齢化に伴う人口の減少で、集落共同体としての伝統的行事及び共同事業を実施することが困難な状況である。

平成18年3月の町村合併に伴い23集落あった行政区を現在の9集落に再編したが、集落としての機能回復に努める必要がある。

近年は、旧脊振村の宅地や空き家を賃借、買取りで定住を希望の問い合わせ等が多くなっている。このことから空き家等の情報を詳しく集積し、ニーズに応えやすい条件にしていくことが重要である。

また、旧脊振村に整備している公営住宅は昭和54年度に建設した井上団地1棟（18戸）である。さらに、若者定住対策としての木造一戸建て賃貸住宅20戸を平成11年度から平成17年度にかけて建設し、若者の近隣市町への転出に一定の効果を得ている。

今後、これらの住宅が耐用年数の半分超を経過し老朽化が進んでいることから、計画的に整備して長寿命化を図り、有効的に活用することが課題となっている。

(2) その対策

山間地の小集落整備は、社会生活における利便性やコミュニティ活動の振興等を図るために必要であるが、基幹的集落への移転については、土地への愛着、経済的問題等が大きな課題となっている。

今後においては、定住を促進し、地域の活性化を図るための施策を行う。

また、公営住宅については、若者の旧脊振村内居住促進を図るとともに、住宅の実態を把握し、神埼市営住宅ストック総合活用計画に基づき、計画的かつ効率的に維持、管理、整備等を進め住宅セーフティネットの機能向上を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	ストック総合改善事業	神埼市	
	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 ・集落整備	<p>空き家・空き地対策事業</p> <p>【事業内容】 人口減少や高齢化により増加している管理されない空き家・空き地について、適正管理の促進及び利活用のための情報提供により件数の減少を図る。</p> <p>【事業の必要性】 管理されていない空き家・空き地は防災・防犯・衛生上問題があるため、件数を減少させることが必要である。</p> <p>【事業効果】 空き家・空き地の適切管理・利活用により、集落の維持整備・地域の活性化が図られる。</p>	神埼市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な活用を推進するため、神埼市公共施設等総合管理計画との整合を図る。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

旧脊振村の集落は、渓間に9集落が点在している。余暇時間の増大と生活意識の変化など多様化した現代社会においては、住民に潤いと安らぎをもたらす芸術や文芸などの文化活動は大切であり、高水準の文化に触れる機会を充実し、子どもから大人までの文化活動を推進し、文化の向上を図ることが必要である。

(2) その対策

○脊振森林の里文化フェスティバルの充実を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展 特別事業 ・地域文化振興	脊振森林の里文化フェスティバル 【事業内容】 子供から大人までが参加する文化イベント 【事業の必要性】 地域の歴史や文化を体験する事業は文化活動の推進につながるため必要である。 【事業効果】 地域の歴史や文化を体験する事で住民に潤いと安らぎを与え、地域の活性化が図られる。	神埼市文化連盟 脊振支部	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な活用を推進するため、神埼市公共施設等総合管理計画との整合を図る。

1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

旧脊振村の地勢は高峻で平坦地は少なく大半が山林であるため、小水力発電や木材を利用したバイオマス発電などの再生可能エネルギーの利用に適した地域である。今後は、持続可能なまちづくりを推進するため、エネルギーの地産地消を促進する再生可能エネルギーの利用推進を図る必要がある。

(2) その対策

- 再生可能エネルギーなどに関する普及啓発や情報発信を行い、家庭や事業所における導入を促進する。
- 再生可能エネルギー由来の発電設備や熱利用設備などについて、公共施設への導入を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー利用施設整備事業	神埼市	
		電気自動車用急速充電器設置整備事業	神埼市	
		脊振地区小水力発電設備整備事業	神埼市	
		脊振地区太陽光発電設備整備事業	神埼市	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 ・再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用推進事業 【事業内容】 再生可能エネルギーなどに関する普及啓発や情報発信 【事業の必要性】 持続可能なまちづくりを推進するため、再生可能エネルギーの利用を推進する必要がある。 【事業効果】 再生可能エネルギーの利用推進が図られる。	神埼市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な活用を推進するため、神埼市公共施設等総合管理計画との整合を図る。

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

①地域の拠点づくりの推進

令和2年度に脊振庁舎、脊振公民館、図書館脊振分館、脊振診療所を集約化した複合施設である脊振交流センターの供用開始がなされた。

脊振交流センターは、旧脊振村の核となる小さな拠点であり、地域の防災や生活の基盤となっている。今後も地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指すため、脊振交流センターを核とした地域の拠点づくりを推進する必要がある。

②城原川ダム建設に伴う地域振興対策

城原川ダムについては、平成18年7月策定の「筑後川水系河川整備計画」により、城原川流域の治水対策として計画され平成30年度より「建設段階」への移行がなされ、現在、ダム建設に向けた調査施設計などが進められており、城原川ダム建設に伴い、その周辺地域の生産機能および生活環境などが著しい影響を受けることが考えられる。

このため、城原川ダム建設後の将来を見据えたダム周辺地域およびその上流域である旧脊振村の地域振興対策を進める必要がある。

(2) その対策

①地域の拠点づくりの推進

○脊振交流センターを核とした地域の拠点づくりを推進する。

②城原川ダム建設に伴う地域振興対策

○「神埼市水源地域振興計画」により、ハード・ソフト両面でのダム周辺地域およびその上流域の地域振興を図る。

③基金

○本計画に基づき実施する事業の円滑な運営を図るため、神埼市過疎地域持続的発展特別事業基金を積み立てる。

(3) 事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他	(1)過疎地 域持続的發 展特別事業	<p>神埼市過疎地域持続的発展特別事 業基金</p> <p>【事業内容】 過疎地域持続的発展特別事業の資 金に充てるため、基金を積み立てる。</p> <p>【事業の必要性】 過疎地域持続的発展特別事業を推 進するために必要である。</p> <p>【事業効果】 過疎地域の持続的発展が図られ る。</p>	神埼市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な活用を推進するため、神埼市公共施
設等総合管理計画との整合を図る。

(再掲) 事業計画(令和8年度～12年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 (施策の効果が将来に及ぶこと)
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展 特別事業 ・移住・定住	定住促進住宅取得補 助金 空き家改修費助成事 業補助金 空き家バンク登録支 援事業補助金 三世代・新婚世帯同 居等促進住宅リ フォーム支援事業	神埼市 神埼市 神埼市 神埼市	定住人口の増加により、人口減 少の抑制につながる。 定住人口の増加により、人口減 少の抑制につながる。 定住人口の増加により、人口減 少の抑制につながる。 定住人口の増加により、人口減 少の抑制につながる。
		国際交流事業	神埼市	人材育成及び地域の活性化につ ながる。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展 特別事業 ・第一次産業 ・観光 ・その他	中山間地域等直接支 払制度事業 市有林撫育管理 佐賀県森林整備担い 手育成基金助成金 森林を守る交付金事 業 林道環境整備事業 わんぱくまつり補助 金 観光資源魅力創造事 業 高取山公園及び山村 広場指定管理委託 森林環境譲与税事業	神埼市 神埼市 神埼市 神埼市 神埼市 神埼市 神埼市 神埼市 神埼市 神埼市	将来に向けての農業生産活動を 維持し、耕作放棄地発生の抑制 につながる。 生育が良く災害に強い市有林の 造成が図られ、産業の振興につ ながる。 林業従事者の増加及び技能技術 の向上が図られ、雇用の創出及 び産業の振興につながる。 計画的な地域森林の整備が図ら れ、産業の振興につながる。 林道利用者の事故防止、林道災 害防止が図られ、産業の振興につ ながる。 住民が地元に愛着を持つことによ り、人口流出の抑制及び地域の 活性化につながる。 観光資源を増やすことで、交流 人口の増加が見込め、地域の活 性化につながる。 観光資源を増やすことで、交流 人口の増加が見込め、地域の活 性化につながる。 森林が多面的機能を発揮するこ とができるため、産業の振興につ ながる。
4 交通施設の整 備、交通手段の 確保	(9)過疎地域持続的発展 特別事業 ・公共交通 ・その他	生活交通路線維持費 補助金 林道環境整備事業	神埼市 神埼市	域外への人口流出を防ぎ、定住 人口の増加につながる。 林道利用者の事故防止、林道災 害防止が図られ、産業の振興につ ながる。
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展 特別事業 ・児童福祉 ・高齢者・障がい者福祉	せふり保育園指定管 理委託 脊振町高齢者生活福 祉センター(そよかぜ 荘)指定管理委託	神埼市 神埼市	保育の受け皿を確保することで 旧脊振村へ定住を促し、人口減 少の抑制につながる。 各種イベントの開催により、交 流人口が増え、地域の活性化につ ながる。

8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 ・その他	通学バス運行事業 (ふれあいタクシー含む)	神埼市	児童・生徒及び地域住民の交通手段を確保・維持することで、住みやすいまちづくりと地域の活性化につながる。
		高等学校生徒通学費助成事業	神埼市	義務教育後の就学機会の確保と保護者負担の軽減を図り、子どもを産み、育てやすい環境整備を行うことで、持続可能な地域コミュニティの形成につながる。
		神埼市小中学校国際交流事業	神埼市	姉妹校交流を通して、学校のみならず地域ぐるみで取組むことにより、地域の活性化につながる。
		市立図書館脊振分館 (脊振交流センター)図書整備事業	神埼市	図書館本来の目的である知識と情報の拠点としての存在を確立することにより、地域の教育力の推進につながる。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 ・集落整備	空き家・空き地対策事業	神埼市	空き家・空き地の適切管理・利活用により、集落の維持整備・地域の活性化につながる。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 ・地域文化振興	脊振森林の里文化フェスティバル	神埼市文化連盟 脊振支部	地域の歴史や文化を体験することで住民に潤いと安らぎを与え、地域の活性化につながる。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 ・再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用推進事業	神埼市	再生可能エネルギーの利用推進を図ることにより、持続可能なまちづくりにつながる。
12 その他地域の持続的発展に 関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	神埼市過疎地域持続的発展特別事業基金	神埼市	過疎地域持続的発展特別事業を推進することにより、過疎地域の持続的発展につながる。